

# 令和6年度教育行政執行方針

遠軽町教育委員会教育長 佐藤 祐治

令和6年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へと移行された後、教育委員会としましては、実情に合わせた感染症防止対策に取り組みながら、子どもたちをはじめ全市民の多様な「学びの保障」に努めてまいりました。

少しずつコロナ禍前の姿が取り戻される中、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

さて、本町が所蔵する重要文化財北海道白滝遺跡群出土品について、昨年6月27日に文部科学省告示により「国宝」に指定されました。この度、指定を受けた出土品1965点は、日本の旧石器時代の石器製作の変遷や各種石器の組み合わせを示す資料として歴史的価値が評価されたもので、旧石器時代の資料としては初の「国宝」指定であり、日本最古の「国宝」となりました。これもひとえに、郷土史研究家の遠間栄治氏をはじめとする長年にわたる調査研究関係者の皆様方と文化財や地域に対する愛着と保護活動を進めていただいた方々のご尽力の賜物であり、改めて深くお礼申し上げます。

今後も地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、白滝ジオパークの活動と合わせ、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな

起爆剤としながら持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に令和6年度に実施します主な施策について学校教育から申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育<sup>はぐく</sup>み・創<sup>つく</sup>り・愛<sup>あい</sup>し・励<sup>はげ</sup>む心で、永<sup>と</sup>遠<sup>わ</sup>に輝く遠軽町」のもと、学びあう児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としましては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまい

ります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点から安全教育の組織的な取り組みを推進してまいります。

2点目に「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に「ICT教育」につきましては、「GIGAスクール構想」で配備した、児童・生徒の1人1台端末を活用し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための授業改善と、クラスの児童・生徒を誰一人取り残さないよう効果的なICT教育の推進に努めてまいります。

5点目に「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、各種研修などへの参加を促進するほか、児童・生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。

6点目に「働き方改革」につきましては、教員が専門職としての知識・技能を学び、資質・能力の向上を図りながら、子ども一人ひとりの学びを引き出す教員としての役割を果たすため、健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高

められる環境の構築を目指し、学校における働き方改革を推進してまいります。

7点目に「高等学校への支援」につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠軽高等学校に対し、魅力ある学校づくりを支援するため、学力向上・学級数維持・生徒確保の取り組みを支援してまいります。

8点目に「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校の教育振興につきましては、英語指導助手の配置、小学校教科書改訂に伴う社会科副読本の作成及び教師用教科書・指導書の購入、南中学校瀬戸瀬線のスクールバス車両の更新を実施してまいります。

ICT教育につきましては、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末の全中学校分の端末更新、小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小中学校の校内通信ネットワークにおける通信状況やトラブルを把握するための校内ネットワークアセスメント業務委託など、ICT教育推進のための環境整備を実施してまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、3か年計画の最終年

となる東小学校長寿命化改修工事、令和5年度の繰越し事業となる各小中学校空調設備設置工事、また、令和7年度から2か年計画で実施する遠軽小学校大規模改修工事を行うための実施設計業務委託など、安全・安心な学校づくりと学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持・生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食につきましては、南小学校給食室スチームコンベクションオーブンの更新、学校給食献立システムの更新、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費値上げ分を据置くための賄材料費を追加計上し、保護者負担を軽減してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

少子化による人口減少、高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるため、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を通じた多様で複雑化する課題の解決に向けた取り組みが求められています。

本町においては、令和4年度から令和8年度における「第4次遠軽町社会教育中期計画」において、人々が学習活動、文化

・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

1点目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

2点目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うことで互いを刺激し合うことが、お互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

3点目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人ひとりが自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家

庭教育の支援を行ってまいります。

また、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興につきましては、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など団体が連携し活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

学校部活動の地域移行につきましては、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置づけており、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むこととしております。本町では、令和5年12月より「遠軽町部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ、町内児童生徒の部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の場確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に取り組んでまいります。

文化財につきましては、「北海道白滝遺跡群出土品」が昨年6月27日に日本最古の国宝として指定されたことから、貴重な資料の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターの更なる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターと連携し、本町の文化財保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、建設後30年以上経過するものも多くあるため、今後も社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合も含め、取り組んでまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

スポーツの振興につきましては、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや自主事業の取り組みなど、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の

重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度教育行政執行の方針といたします。